

国民年金 特定事由等該当申出書

日本年金機構理事長 あて	令和 年 月 日
以下のとおり申出します。 また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。	
〒	—
住 所	
氏 名	
電話番号	

日本年金機構

① 申出日	令和 年 月 日																				
※ ② 個人番号 (または基礎 年金番号)																					
③ 氏名	(フリガナ)																				
④ 生年月日	5. 昭和 7. 平成			年			月			日	⑤ 性別	男性 ・ 女性									
⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いただいても差し支えありません。)																					
※「⑥申出の理由や経緯など」については、日付・対象となる期間・誤った事象・できなかった手続き・担当者など、できる限り詳しくご記入ください。 ※別紙にご記入いただく場合は、お客様の氏名も併せてご記入ください。																					
⑦ 申出期間	昭・平・令			年			月			日	～	昭・平・令			年			月			日
	昭・平・令			年			月			日	～	昭・平・令			年			月			日
	昭・平・令			年			月			日	～	昭・平・令			年			月			日
⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに「○」をご記入ください。)																					
ア. 保険料の納付・付加保険料納付 イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付 ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付 エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む) オ. 学生納付特例の申請 カ. 追納保険料の納付 キ. 後納保険料の納付																					

※ 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②個人番号」に左詰めで記入してください。

■ 添付書類

- ◇ 申し出の手続きを代理の方に委任する場合は、委任状
- ◇ 申し出の手続きを法定代理人が行う場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
- ◇ 申出の根拠となる書類（お持ちの場合のみ）
 - ・ 届書・申請書などの控え
 - ・ 相談票（来訪）の控え
 - ・ お客様が録音した録音データ
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付した手紙
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付したメモ
 - ・ お客様の当時のメモ
 - ・ 免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書（当時の所得証明書や世帯の構成が確認できる証明書、在学証明書など）

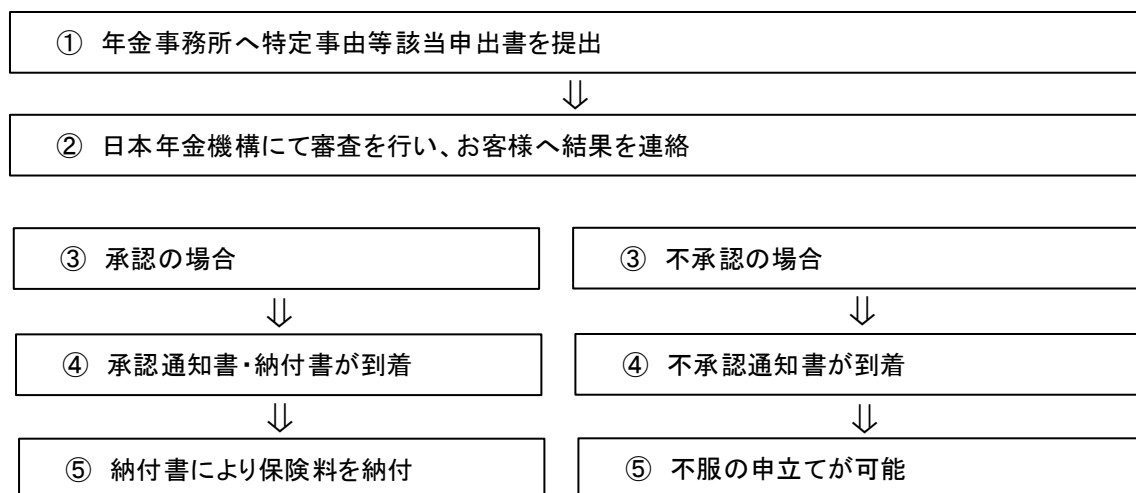
■ 個人番号（マイナンバー）により申出する際の添付書類について

- ◇ 本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※¹。
 - ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※²
- ※¹ 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
- ※² 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

■ 注意事項

- ◇ 『前納による保険料の割引』や『期間が経過したことによる追納加算額の増加』などの金額についての申出の場合、本制度は利用できません。
- ◇ 申し出から回答までに要する期間は約90日です。
- ◇ 本制度の申出が認められない場合、3カ月以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求（不服の申立て）ができます。

■ 手続きの流れ（事例：納付ができなかったケース）



■ 提出先・お問い合わせ先

「国民年金 特定事由等該当申出書」は、年金事務所にご提出ください。

なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。